

年金の「いわゆる 65 歳問題」をめぐって

高 山 憲 之
有 田 富 美 子

1 はじめに

厚生年金の支給開始年齢を 65 歳に引き上げる法案が昨春(1989 年)、国会へ上程された。男子については 10 年後から 1 歳ずつ引き上げていき平成 22 年度から 65 歳とするという具体的スケジュールつきである。この具体的スケジュールは昨秋の臨時国会で削除された。

支給開始年齢の引き上げによってどのような影響が生じるか。この点を 60 歳代前半層について 1 歳きざみで詳細かつ具体的に知っておく必要がある。そうでないと適切な政策対応も不可能となろう。

しかるに今のところ 60 歳代前半層についての情報は少なく、いったい何をしたらよいか決め手に欠けている状況にある。

本稿では、厚生省の調べに基づいて、60 歳代前半時男子サラリーマン族の経済的側面を明らかにし、「いわゆる 65 歳問題」への理解を深めるのに資したい。

2 考察対象者

2.1 対象者の限定

本稿では 60 歳代前半(60 歳から 64 歳)の男子でサラリーマン現役中の者、ないしサラリーマン OB とみなすことができる者を考察の対象とする。ここでサラリーマン現役中の者は、「厚生年金」または「共済組合」に現在加入中の者とする。またサラリーマン OB とみなすことができる者は、厚生年金・共

済組合等から被用者年金を受給している者とする。

昭和61年における厚生省の調べによると、上記のような条件を満たす者は同年9月現在において日本全体で約178万人いた(調査サンプルは1830人である)。60歳が24%、61歳が22%、62歳が20%、63歳と64歳が17%ずつであり、年齢が1歳あがるとともに人数がわずかながら減っている。

2.2 対象者の3分割

本稿では、60歳代前半時の男子がその属性によってどう違うかという点に問題関心がある。そこで、基本的属性としては①年金・恩給を受給していない者(フル・ワーカー)、②「賃金+年金」で生計を営んでいる者(①、③以外)、③賃金なし年金ありの者(フル・ペンションナー、調査時点において年金制度に加入しておらず、かつ常勤の役員・被用者でない者)、の3つに区分して対象者を分割することにする(表2.2.1参照)。

表 2.2.1 対象者の3分割

区 分	サンプル数 (人)	推 計 人 数 (人)	割 合 (%)
A: フル・ワーカー	429	425,539	23.9
B: 「賃金+年金」	410	400,780	22.5
C: フル・ペンションナー	991	951,008	53.5
合 計	1,830	1,777,327	100.0

注) A: フル・ワーカー (年金不受給かつ被用者年金加入中)
 B: 「賃金+年金」(A・C以外)
 C: フル・ペンションナー (被用者年金受給中かつ常勤の役員・被用者でない)
 A+B+C: 被用者年金加入中または被用者年金受給中
 出所) 厚生省調べ(昭和61年)、以下同様。

①フル・ワーカーは429サンプル(調整後42万5539人)あり、調整後の人数比率は23.9%である。他方、②の「賃金+年金」グループは410サンプル(調整後40万780人)あり、人数比率は22.5%となっている。残りの③フル・ペンションナーは991サンプル(調整後95万1008人)、人数比率53.5%である。つまり被用者年金グループにいた60歳代前半時の男子は、昭和61年現在において半数を若干超える者(54%)が常勤の勤めをやめて年金受給者となっていた。残りは年金を受給せずに現役を続けている者と年金を受給しながら賃金を

稼いでいる者にほぼ2等分されていた。

3 対象者の世帯特性

3.1 居住地および居住地別の特性

60歳代前半時の男子サラリーマン族は、関東1（東京圏の1都3県）に20%弱、近畿1（京都府・大阪府・兵庫県）に14%、東海（愛知・三重・岐阜・静岡の4県）に12%、あわせて三大都市圏地域に46%弱が住んでいる。

1歳きざみの年齢別にみるとどうか。表3.1.1は、フル・ワーカー、「賃金+年金」、フル・ペンションの別に1歳きざみで居住地を調べたものである。それによると、次の4点を指摘できる。

(1) フル・ワーカー、「賃金+年金」グループ、フル・ペンションに3分割すると、日本全体では60歳時ですでにフル・ペンションが最も多い(41%)。ただし関東1、近畿1では60歳時点に関するかぎりフル・ワーカーが最も多い。年金なしのフル・ワーカーは東京圏・京阪神圏の2大都市圏（雇用機会に比較的恵まれている地域）で61歳（の誕生日）までというのが典型的

表3.1.1 居住地別の人数(1,000人)

地域区分	フル・ワーカー(歳)					「賃金+年金」(歳)					フル・ペンション(歳)							
	60	61	62	63	64	全体	60	61	62	63	64	全体	60	61	62	63	64	全体
北海道	9	5	5	4	0	22	8	5	6	2	3	23	8	11	16	5	11	50
東北	7	7	1	1	3	19	9	14	5	5	11	43	15	15	16	12	16	74
関東1	34	24	22	20	18	119	13	19	16	5	20	72	24	41	33	22	37	157
関東2	16	5	6	4	4	35	6	12	4	5	4	29	9	16	19	8	10	63
北陸	6	3	2	4	2	17	4	3	6	4	5	22	11	13	10	5	12	51
東海	23	11	10	6	8	58	9	8	12	4	5	39	25	35	19	21	20	120
近畿1	28	11	10	11	8	68	13	12	12	13	7	57	27	13	26	31	26	124
近畿2	7	2	3	1	2	14	2	4	0	0	1	6	5	14	5	4	3	30
中国	15	7	2	6	2	31	9	12	9	11	9	51	16	19	26	22	16	99
四国	3	1	1	1	2	7	5	2	4	2	1	13	9	7	9	11	7	43
北九州	8	7	4	2	2	22	10	6	6	6	3	31	17	18	21	20	11	87
南九州	3	4	1	4	2	13	4	3	3	3	2	14	11	7	10	10	15	53
全体	159	86	66	63	52	426	92	98	82	58	71	401	177	209	208	173	184	951

である。

(2) 賃金の有無にかかわらず、調査時点で年金を受給している者は60歳時点でも62.8%に達している。61歳時点では78.2%となっている。男子サラリーマン族は60歳時から6割強、61歳時から8割前後が年金を受給していると考えてよいだろう。なお64歳時点における年金受給者の割合は83.1%になっている。

(3) フル・ペンション以外、すなわち調査時点において常勤の形で賃金を稼いでいる者の割合は60歳で58%、61歳で47%、62歳で42%、63歳で41%、64歳で40%となっている。61歳の誕生日までは男子サラリーマン族の過半の者が賃金を稼ぎ続けていると考えてよいだろう。また62~64歳時に賃金を得ている者の割合は40%強となっており、サラリーマン現役の者が少なくない。なお1年未満の短期勤労者を含めると、現役中の者の割合はもっと高くなる(後述3.4節参照)。

(4) 前述のように全体としては、フル・ペンション、フル・ワーカー、「賃金+年金」の順であるが、地域別にみると関東1・近畿1・東海ではフル・ワーカーの割合が比較的高い(特に60歳時)。他方、「賃金+年金」グループの割合が相対的に高いのは、北海道・東北・関東2(北関東3県と山梨・長野)・北陸・中国の地域であり、25~30%になっている。

3.2 世帯人員・世帯構造

対象者の世帯について、その人員数を調べてみよう。単独世帯は2.7%でほとんどない。2人世帯が40%弱、3人世帯24%、4人世帯12%となっている。5人以上は22%である。

世帯構造はどうなっているか。夫婦のみの世帯が38%で最も多い。夫婦と未婚の子で構成される世帯が25%ある一方、ほぼ同じ割合(23%)で三世帯世帯がある。ただしフル・ワーカーの場合、未婚の子をかかえた核家族世帯の割合が比較的高く(30%)、他方で三世帯世帯の割合が16%と相対的に低くなっている。

3.3 続柄および配偶者の有無、同別居

対象者の続柄をつぎに調べてみよう。世帯主である者が96%、世帯主の父が2.7%となっている。なおフル・ワーカーの場合には、世帯主比率が98%とさらに高い。また対象者のうち95%の者が有配偶となっている。

子供との同居・別居の状況はつぎのとおりである。すなわち子供がいない者8%、同居の子がいる、ないし同一家屋敷地に子供がいる者は56%となっている。子供がいる場合、事実上60%強の者が子供と同居していることになる。また別居していても子供が近隣地域や同一市区町村に住んでいるケースが全体の14%を占めている。

3.4 勤めか自営か

表 3.4.1 勤めか自営か (1986年9月現在)

(1,000人; %)

区 分	60 歳		61 歳		62 歳		63 歳		64 歳		全 体	
	人数	割合										
自営業主 (雇い人あり)	13	3	20	5	16	5	16	6	9	3	75	4
自営業主 (雇い人なし)	39	9	35	9	43	12	39	13	42	14	198	11
家族従業者	2	0	1	0	3	1	3	1	1	0	9	1
会社団体役員	27	6	32	8	25	7	28	10	23	7	135	8
被 用 者												
(1~4人)	6	1	5	1	8	2	3	1	6	2	27	2
(5~29人)	50	12	44	11	34	10	25	8	29	9	182	10
(30~99人)	47	11	28	7	31	9	23	8	22	7	151	8
(100~499人)	29	7	23	6	19	5	12	4	17	6	101	6
(500~999人)	13	3	7	2	4	1	5	2	2	1	32	2
(1000人以上, 官公職員)	46	11	25	6	14	4	15	5	16	5	117	7
1年未満の 短期被用者	7	2	10	2	7	2	8	3	4	1	35	2
1カ月未満の 短期被用者	2	0	2	0	5	1	2	1	4	1	15	1
家族内職者	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0
そ の 他	5	1	2	0	7	2	3	1	5	2	21	1
仕 事 な し	140	33	159	41	139	39	112	38	128	42	678	38
全 体	429	100	393	100	356	100	293	100	307	100	1777	100

表3.4.1は対象者について、勤めか自営か(調査時点のステイタス)を1歳きざみで調査した結果である。60歳代前半層全体として会社・団体の役員が7.6%、30人未満の事業所勤めが12%、30人以上100人未満が8.5%、100人以上500人未満5.7%、500人以上(官公込み)が8.4%、常用雇用計(役員込み)で42.4%(40%強)となっていた。また短期雇用の者が2.9%いる。他方、自営業者(家族従業者込み)が16%(6人に1人)である。また、仕事のない者(完全引退者)は38%(4割弱)いる。

1歳きざみで人数の動きを迫ってみよう。まず、仕事のない者の割合は60歳時には33%である。仕事のない者は60歳から61歳にかけて人数増(絶対数で14%増)となっている。その後は1歳ごとに徐々に人数減となる。仕事のない者の割合は61歳以降64歳まで40%前後であり、あまり変わらない。60歳から61歳にかけて人数減が比較的大きいのは500人以上の事業所(官公込み)に勤める者である。5~499人の事業所に勤める者の人数は60歳代前半時には1歳ごとに徐々に減っている。なお5人未満の事業所に常勤する者や1年未満の短期勤務をする者の人数は絶対数がきわめて少ないものの、1歳きざみの変化はほとんどない。また自営業者の人数も1歳きざみの変化はあまりないといえよう。役員数は60歳から61歳にかけてわずかながら人数増となっているものの、1歳きざみの増減はあまり大きくない。

表3.4.2は、フル・ワーカー、「賃金十年金」フル・ペンションの別に、勤めか自営かを1歳きざみで調べたものである。まず年金なしのフル・ワーカーの場合、全体として20%強が役員、30人未満の事業所勤めが16%、30~99人が18%、100~999人が17%、1000人以上(官公込み)が15%となっている。年齢1歳きざみでみると、まず60歳時においては役員13%、30人未満の事業所勤め14%、30~99人が21%、100~999人が18%、1000人以上が18%である。61歳になると役員は絶対数ではほとんど減っていないが、その構成比は23%へ上昇している(フル・ワーカーの絶対数が減るから)。事業所勤めの者はいずれの事業規模においても60歳時より減っている。とくに30~99人および1000人以上で減少幅が大きい。62歳になると役員も減る。また500人以

表 3.4.2 勤めか自営か

(1,000人)

区 分	フル・ワーカー(歳)					「賃金十年金」(歳)					フル・ペンシヨナー(歳)							
	60	61	62	63	64	全体	60	61	62	63	64	全体	60	61	62	63	64	全体
自営業主 (雇い人あり)	8	7	9	2	3	29	1	2	0	1	1	5	5	11	7	13	5	41
自営業主 (雇い人なし)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	33	41	37	41	185
家族従業者	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	3	3	1	8
会社団体役員 被用者	20	20	14	19	15	88	7	12	11	10	7	46	0	0	0	0	0	0
(1~4人)	3	1	0	0	0	4	3	5	8	3	5	23	0	0	0	0	0	0
(5~29人)	20	11	13	11	10	65	30	32	21	14	19	117	0	0	0	0	0	0
(30~99人)	33	12	15	11	7	78	13	17	16	12	15	73	0	0	0	0	0	0
(100~499人)	20	10	8	6	8	52	10	13	11	6	9	49	0	0	0	0	0	0
(500~999人)	8	6	2	1	1	19	5	1	2	4	1	13	0	0	0	0	0	0
(1000人以上, 官公職員)	20	13	5	8	7	62	17	12	9	7	10	55	0	0	0	0	0	0
1年未満の 短期被用者	3	2	0	3	0	8	0	1	1	1	1	5	4	6	6	4	3	22
1カ月未満の 短期被用者	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	2	5	2	4	14
家族内職者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
そ の 他	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	4	4	1	7	3	3	17
仕事なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	129	156	139	111	127	661
不 詳	14	4	0	2	1	21	3	2	2	1	1	9	0	0	0	0	0	0
全 体	159	86	66	63	52	426	92	98	82	58	71	401	177	209	208	173	184	951

上での減少も大きい。例外は5人以上99人以下の事業所で、ここに勤務する者は61歳時よりやや多い。63歳になるとフル・ワーカーの数はさらに減る。63歳時においては役員30%、30人未満の事業所勤めに17%、30~99人が17%、100~499人が9%、500人以上15%となっている。64歳になるとフル・ワーカーはさらに減る。総じて年金なしのフル・ワーカーの比率が年齢とともに減少すること、および大規模企業から中小企業(より正確には5~99人の事業所)への転出が一部で生じていること、を指摘できる。

つぎに「賃金十年金」グループの場合はどうか。全体として役員が12%、30

人未満の事業所勤めが35%、30~90人規模が18%、100~999人が16%、1000人以上(官公込み)が14%となっている。フル・ワーカーとくらべると、30人未満の小規模事業所に勤める者が相対的に多い。なお短期雇用の者は6サンプル(1.5%)できわめて少ない。

フル・ペンションナーの場合、仕事なしの者が70%弱で圧倒的に多い。また1年未満の短期雇用となっている者は3.8%である。残りは自営業者等として仕事をしている。

さらに年金受給の有無および年金受給額階層別に被用者率(役員込み)を調べてみよう。表3.4.3によると、まず60歳代前半層の男子サラリーマン族のうち調査前年に年金を受給していなかった者の被用者率は全体として64%である。他方、調査前年に年金を受給していた者の被用者率は全体として30%強にすぎない。年金受給とともに多くの者がサラリーマン生活をやめている。年金受給者について年金受給額(個人ベース)階層別に被用者率をみると、受給額60万円未満の階層における被用者率が42%であるものの、60万円以上の階層では被用者率は20%台にある(受給額300~360万円の階層のみが例外と

表3.4.3 男子サラリーマン族60歳代前半層の被用者率

年金受給の有無		被用者率 (%)	自営業者等 (%)	非就業者 (%)
非受給者		64.1	14.4	21.5
年金受給者	1円~60万円未満	42.1	20.3	37.6
	60~120	28.4	35.4	36.2
	120~180	25.9	20.9	53.2
	180~240	29.7	13.8	56.5
	240~300	29.8	13.1	57.1
	300~360	37.3	17.7	45.0
	360万円以上	20.6	23.7	55.7
	年金受給者全体		30.5	19.3
全 体		44.7	17.2	38.1

- 注) 1. 年金受給の有無は調査前年時のものである。
 2. 「被用者」の中には役員および短期雇用の者を含めた。
 3. 「自営業者等」は非被用者以外の就業者のすべてを含んでいる。
 4. 「非就業者」は「仕事なし」の者である。

なっている¹⁾。また年金受給者について非就業者の割合をみると、年金受給額が月額10万円未満の階層では3分の1強が非就業者となっている。ところが年金受給月額10万円以上となると、非就業者の割合は50%台に上昇する(受給額が月額で25~30万円の階層のみ例外)。

3.5 世帯業態

世帯業態はどうか。全体として常雇用者世帯が49%で最も多い。また臨時・日雇いの雇用者世帯も2%ある。さらに自営業者世帯が11%、農耕世帯が12%ある。サラリーマンOBで自営業や農業を営む者が少なくない²⁾。

3.6 年金制度加入状況

60歳代前半時の男子サラリーマン族は全体として32%が厚生年金に加入している。また共済年金にも5%の者が加入している。ただし6割をこえる者(63%)が被用者年金非加入となっており、年金保険料を納めていない。

1歳きざみでみるとどうか。表3.6.1によると、被用者年金非加入の者の割合は60歳50%、61歳63%、62歳68%、63歳68%、64歳72%となっている。60歳時にすでに半数は被用者年金に非加入となっているのである。また64歳時における非加入の割合はほぼ4人に3人まで上昇している。

つぎに共済年金に加入している者を調べてみよう。共済年金加入者は60歳から61歳にかけて36%減となり、さらに61歳から62歳にかけて大幅減(半数以下への減)となっている。また共済年金に加入して保険料を納付する一方で、なんらかの年金を受給中の者が全体として4割いる(表3.6.2参照)。

厚生年金加入者はどうか。共済年金と同様に60歳から61歳にかけて加入者は31%減になり、62歳・63歳へと年齢が上がるにつれてさらに少しずつ減っている。64歳時点の加入者は60歳時の4割程度である。また厚生年金に加入しながら、なんらかの年金を受給している者が全体として3人に1人の割合でいる。

フル・ワーカー、「賃金+年金」グループの別に調べるとどうなるか。表3.6.3によると、まず年金受給なしのフル・ワーカーは60歳代前半層全体で厚生年金加入者が88%、共済年金加入者が12%となっている。また年金なしの

表 3.6.1 年齢別の年金制度非加入者

年齢(歳)	60	61	62	63	64	全体
非加入(%)	50.3	63.0	68.3	67.9	72.4	63.4

表 3.6.2 年齢別の年金制度加入者数(人)

年齢(歳)	共済年金			厚生年金		
	A	B	A+B	A	B	A+B
60	24,475	13,001	37,476	134,831	40,845	175,676
61	10,298	13,600	23,898	75,338	45,974	121,312
62	3,768	4,074	7,842	62,594	42,564	105,158
63	9,442	1,752	11,194	53,068	29,961	83,029
64	4,552	3,835	8,387	47,173	28,945	76,118
合計	52,535	36,262	88,797	373,004	188,289	561,293

注) A はフル・ワーカー, B は「賃金+年金」グループを表す。

表 3.6.3 年金制度加入状況

年齢区分(歳)	フル・ワーカー		「賃金+年金」		
	厚生年金	共済組合	厚生年金	共済組合	非加入
60	134,831	24,475	40,845	13,001	38,096
61	75,338	10,298	45,974	13,600	38,118
62	62,594	3,768	42,564	4,074	35,200
63	53,068	9,442	29,961	1,752	26,552
64	47,173	4,552	28,945	3,835	38,263
合計	373,004	52,535	188,289	36,262	176,229
人数割合(%)	87.7	12.3	47.0	9.1	44.0

フル・ワーカーは60歳から61歳にかけて45%強の人数減となっている。その後も1歳ずつ年をとるごとに人数は減り、64歳時には60歳時の3分の1程度になっている。

他方、「賃金+年金」グループの場合、全体として厚生年金加入者47%、共済年金加入者9%、被用者年金非加入44%となっている。また1歳きざみでみ

ると、このグループの人数は60歳から61歳へかけてむしろ若干ながら増える。62歳になると多少とも人数減となるものの、64歳まで人数の落ちこみはそれほど大きくない。

3.7 年金受給の種類

60歳代前半時のサラリーマン族は全体として76%がなんらかの年金を受給している。年金受給中の者に限定すると、老齢年金のみを受給している者が圧倒的に多く78%に達している。通算年金を含めると老齢年金の受給者は97.5%になる。他方、障害年金受給者の割合はきわめて低く、1.8%にすぎない。また遺族年金を受給している者はほとんどいない。なお年金受給者だけを見ると、老齢年金・障害年金等の中で1種類の年金しか受給していない者が全体として94%となっている。

3.8 年金制度構成別にみた年金受給者

年金受給者だけに着目すると、複数の年金制度から年金を受給しているのは全体として15%にすぎない。しかもそのほとんどは2つの制度からの年金受給者であって3つ以上の制度から年金を受給しているのは1%に満たない。60歳代前半時における男子サラリーマン族の圧倒的部分は1つの制度からの年金受給者である。

つぎに「賃金+年金」グループの制度構成を調べてみよう。その結果は表3.8.1のとおりである。全体として厚生年金ないし船員保険のみが44%、共済年金ないし恩給のみが40%となっていて、1制度からの年金受給者が全体の90%に達している。複数制度からの年金受給者はこのグループの場合には少ない。複数年金の受給者は厚生年金ともう1つの制度からの受給者というケースが一般的である。なお1歳きざみでみると60歳時においては共済年金ないし恩給のみの者が比較的多い(52%)ものの、61歳以上では厚生年金のみ、あるいは厚生年金ともう1つの制度からの年金受給者が多数派となっている。

フル・ペンションナーの場合はどうか。全体として1制度からの年金受給者が83%を占めており、とくに厚生年金ないし船員保険のみが54%と過半数に達している。

表3.8.1 制度別の年金受給者数と平均年金額

区 分	「賃金+年金」	フル・ペン シヨナー	平均年金額 (万円)
厚生年金	43.1%	52.6%	160.6
給員保険	0.7	1.5	211.4
共済組合	37.4	24.6	222.8
恩給	2.3	1.8	157.9
その他1制度	2.1	2.2	88.2
厚生年金+国民年金	2.7	6.0	87.5
共済組合+国民年金	0.5	0.6	167.9
恩給+国民年金	0.2	1.4	87.5
厚生年金+共済組合	4.3	5.0	222.4
厚生年金+恩給	0.8	1.1	174.2
共済組合+恩給	0.4	0.7	212.0
その他2制度	0.7	2.0	108.8
厚生+恩給+国年	0.2	0.1	111.2
その他3制度	0.0	0.5	125.5
不詳	4.6	0.0	—
人数(人), 平均額	400,780	951,008	175.7

注) %は Col.% である。

表3.8.2 受給制度別にみたフル・ペンシヨナーの割合
(row %)

年金受給制度	人 数 (人)	「賃金+年金」 グループ	フル・ペン シヨナー
厚生年金のみ	672,570	25.7%	74.3%
共済組合のみ	384,003	39.0	61.0

表3.8.2は厚生年金のみ、あるいは共済年金のみの受給者についてフル・ペンシヨナーか「賃金+年金」グループかを割合で調べたものである。厚生年金のみの受給者の場合、4人のうちほぼ3人がフル・ペンシヨナーとなっている。他方、共済年金のみの受給者の場合、フル・ペンシヨナーの割合は60%強である。60歳代前半時において年金を受給しながら賃金を稼いでいる者の割合は厚生年金グループより共済年金グループの方が多少とも高くなっている。なお複数年金受給者の場合、単一制度からの受給者の場合よりもフル・ペンシヨナ

一の割合が全体として多少とも高い傾向がありそうである。

4 対象者の年金・雇用者所得等

4.1 年金・恩給（個人ベース）

各人の所得は昭和60年分を調査している。世帯票の調査時点は昭和61年9月4日であるので、調査時点では年金受給者であっても昭和60年の1年間には年金所得ゼロというケースがないわけではない。実際、調査時点では3.7節で述べたように76.1%が年金受給中であると回答している一方、前年に年金・恩給を受給していた者は57.8%にとどまっている。18%強の者が9カ月の間に新規受給者になった勘定である。この点、まず注意を促したい。

念のために、この間に新規受給者となった者の年齢分布を調べておこう。表4.1.1をみられたい。「賃金十年金」グループでは410サンプルのうち149サンプルが、またフル・ペンシヨナーの場合991サンプルのうち236サンプルがそれぞれこの9カ月間に新規受給者となった。その割合は両グループあわせて28%（抽出率調整後）になる。新規裁定はやはり60歳時が多い（60～64歳時新規裁定者の36%）。新規裁定は61歳、62歳と年をとるごとに徐々に件数減となる。ただし64歳時においても新規裁定の手続きをする者がいないわけではない。

年金・恩給の受給額（年額）を個人別に調べた結果は表4.1.2のとおりである。被用者年金の受給者だけに限定すると、180～240万円が最頻値（モード）

表4.1.1 新規裁定者数

年齢区分 (歳)	賃金十年金	フル・ペン シヨナー	合 計	年齢分布 (%)
60	45,933	89,292	135,225	35.8
61	40,274	57,878	98,152	26.0
62	25,532	34,712	60,244	15.9
63	17,000	25,023	42,023	11.1
64	19,348	23,233	42,581	11.3
合 計	148,087	230,138	378,225	100.0

表 4.1.2 年金分布

金額区分(万円)	個人ベース	世帯ベース
60未満	11.5%	9.2%
60—120	15.5	14.1
120—180	17.4	16.5
180—240	32.9	29.2
240—300	17.7	20.3
300—360	4.1	7.3
360以上	1.0	3.3
平均額(万円)	175.7	193.7

となっており、ほぼ3人に1人の割合でこの程度の年金を受給している。240万円以上が23%、180万円以上が56%である。月額20万円以上が4人に1人弱、月額15万円以上がほぼ2人に1人の勘定になる。他方、年額120万円未満が27%いる。なお平均年金額は180万円弱である。

年金額が極端に少ない者の中には昭和61年の途中から年金を受給しはじめた者も含まれている。このような者の年金は調査年の年額では低くても平年ベースでは180万円を超えるケースも少なくないと予想される。つまり月額で15万円を超える年金を受給している者が実際には56%よりも多く、60%前後(ないしそれ以上)いると考えてよいだろう。この点も注意を促しておきたい(年金受給額は年額とともに月額を調査する必要がある)。

表3. 8. 1の最右欄には年金制度別にみた個人ベースの平均年金額が示されている。年金受給額は調査の前年分であり、受給額ゼロの者を除いてある。厚生年金や共済組合からの年金受給者は180~240万円が最頻値となっている。また平均年金額をみると共済がらみの年金を受給している場合、210~220万円となっており、最も高い。船員保険の平均が210万円強でつづき、厚生年金の平均は160万円である。なお国民年金を含む複数の制度からの年金受給者の場合、年金額は全部あわせても100万円未満という例が圧倒的に多い。

4.2 年金・恩給(世帯ベース)

対象者が年金受給者である世帯における世帯ベースの年金分布は表4.1.2の

とおりである。平均額は190万円強であり、個人ベースのそれより18万円高い。最頻値は個人ベースの年金と同様に180～240万円のところにある。180万円以上が6割となり、個人ベースの割合(56%)より若干高くなっている。また月額20万円以上の世帯が31%ある。サラリーマンOB世帯の年金は月額15万円以上が多数派となっている。

4.3 所得合計(個人ベース)

60歳代前半時男子サラリーマン族の所得合計額(年額, 個人ベース)は表4.3.1のとおりである。記載のない者が2.9%いるので、このような者を除いて以下では説明することにする。最頻値(モード)は100万円きざみでみると200万円台にある。300万円未満が53%で半数を若干上回っている。他方、年収600万円以上が15%, 1000万円以上が4.3%いる。平均は390万円弱である。

表 4.3.1 所得分布

所得区分(万円)	個人ベース	世帯ベース
100未満	5.2%	1.3%
100— 200	19.8	7.8
200— 300	28.3	15.8
300— 400	16.1	14.8
400— 500	10.5	12.9
500— 600	4.9	10.9
600— 800	6.8	14.3
800—1000	4.2	9.1
1000—1500	2.4	9.6
1500—2000	1.1	2.0
2000—3000	0.5	0.8
3000以上	0.4	0.6

4.4 世帯所得

世帯ベースでは所得はどうなっているか。100万円きざみでみると、ここでも200万円台に最頻値がある。300万円未満が25%であり、4世帯に1世帯の割合である。200万円未満が9.1%あることも注記に値しよう。中央値は450万円から500万円の間にある。また平均所得は600万円台にあると考えてよいだ

ろう。年収600万円以上の世帯が3分の1強(36%)、1000万円以上の世帯が13%、2000万円以上も1.4%ある(表4.3.1参照)。

4.5 世帯所得に占める年金・恩給(世帯ベース)の割合

所得の中で年金・恩給はどの程度の重みを有しているか。表4.5.1によると、年金受給世帯の場合、所得に占める年金の重みは60歳代前半層全体として46%である。ただし年金比率20~39%とする世帯が20%きざみでは最も多い。年金比率40%未満が世帯全体の51%を占めている。なお年金比率80%以上の世帯と年金比率40~59%の世帯がそれぞれ20%ずつある。

表4.5.1 年金比率の世帯分布(%)

年金比率(%)	全体	夫婦のみ	核家族	3世代	その他
20未満	23.6	11.7	23.4	42.4	23.8
20~40	27.7	16.2	36.0	39.3	24.4
40~60	20.2	23.9	23.1	11.3	20.2
60~80	8.0	12.6	5.8	2.7	8.3
80以上	20.5	35.6	11.2	4.3	23.4
平均	46.3	61.8	40.0	27.3	48.2
世帯数(1,000)	1,141	434	275	277	156

年金比率は世帯構造が違うと大きく異なる。「夫婦のみの世帯」では年金比率の平均は62%と比較的高い。この世帯では年金比率80%以上が36%あり、20%きざみでみるとこの階層の世帯数が最も多い。この世帯では、年金比率60%以上が半数近い(48%)。他方、「核家族世帯」における年金比率の平均は40%、「三世帯世帯」のそれは27%となっており、「夫婦のみの世帯」のそれよりかなり低い。

年金比率は世帯所得の水準によっても大きく異なる。表4.5.2によると、世帯所得の水準が高いほど年金の重みは一般に小さくなっている。年金受給世帯全体として年収300万円未満では年金比率の平均は75%弱に達している(「夫婦のみの世帯」に限定すると、年金比率の平均は80%強に達している)。年金比率の平均は所得300万円台では50%台、所得400万円台では40%台、

表 4.5.2 世帯所得に占める年金・恩給の割合 (%)

所得階層(万円)	対象世帯全体	うち「夫婦のみの世帯」
200未満	73.4	83.3
200～300	74.4	80.2
300～400	51.8	58.4
400～500	42.2	48.0
500～1,000	30.9	38.3
1,000以上	15.9	15.4

表 4.5.3 年金比率の世帯分布 (%)

年金比率 (%)	フル・ペンシヨナー		「賃金+年金」グループ	
	全体	うち「夫婦のみ」	全体	うち「夫婦のみ」
20未満	16.4	8.8	26.3	8.6
20～40	25.9	8.9	34.6	29.0
40～60	19.9	18.8	25.0	40.4
60～80	8.8	12.5	9.0	15.9
80以上	29.1	51.1	5.1	6.1
平均比率	53.9	71.8	37.1	47.4

所得 500 万円以上 1000 万円未満では 30% 台、所得 1000 万円以上では 10% 台となっている。

なおフル・ペンシヨナーの世帯では年金比率の平均は 54% (うち「夫婦のみの世帯」では 72%) であり、年金比率 80% 以上とする世帯が 30% 弱あって、この階層が 20% きざみでは最も多い (表 4.5.3 参照)。ちなみに「夫婦のみの世帯」でフル・ペンシヨナーの場合には年金比率 80% 以上が 51% あり、半数をわずかながら上回っている。また「賃金+年金」グループの場合、年金比率の平均は 37% になっている。このグループの場合、「夫婦のみの世帯」に限定すると、年金比率の平均は 50% 弱であり、年金比率 40～59% が世帯の 40% に及んでいる。

4.6 雇用者所得 (個人ベース)

つぎに雇用者所得 (賃金) を個人ベースで調べてみよう。対象者のうち調査

の前年に賃金を稼いでいた者は58.8%に達していた。なお調査時点で賃金を稼いでいた者(短期雇用を含む)は55.3%であり、調査時点前の9カ月間に3.5%の者が非雇用者となったことになる。以下、調査前年に賃金を稼いでいた者のみに着目する。表4.6.1によると、賃金は年額で平均381万円である。200万円未満の者がほぼ3人に1人の割合でいる。300万円未満が55%を占め、低賃金で働いている者が過半数に達している。他方、600万円以上が17% (6人に1人)、1000万円以上が4.8% (ほぼ20人に1人)いた。

表4.6.1 雇用者所得(個人ベース)の人数分布(%)

雇用者所得 (万円)	全体	フル・ワ ーカー	「賃金十 年金」	フル・ベン シヨナー
200未満	33.6	13.5	43.2	49.5
200～300	21.0	19.7	23.1	20.2
300～400	15.4	20.6	11.1	13.6
400～500	8.0	10.2	7.1	6.1
500～600	4.7	5.4	3.5	5.2
600～800	7.2	11.1	6.5	2.9
800～1000	5.3	8.5	4.0	2.4
1000～2000	4.0	9.0	1.3	0.4
2000以上	0.8	2.0	0.3	0.0
平均(万円)	381	551	302	246
人数(1,000人)	1,044	398	354	292

対象者をフル・ワーカー等に分割して賃金の分布を調べてみよう。まずフル・ワーカーの場合、賃金は年額で平均550万円強に達しており、それほど低くはない。ただし300万円未満の者がほぼ3人に1人の割合でいる。また中央値は400万円を若干下回ったところにある。他方、1000万円以上が11%、600万円以上が30%となっており、高賃金の者も少なくない。「賃金+年金」グループの場合、前年の賃金は平均で300万円であり、また300万円未満が全体の3分の2に及んでいる。600万円以上が12%、1000万円以上が1.5%である。フル・ベンシヨナーの場合、前年に賃金を稼いでいた者が31%いた。その金額は年額で平均250万円弱であり、相対的に低い。中央値は200万円である。

600万円以上は5.6%にとどまっていた。賃金の年額はこのようにフル・ワーカー、「賃金+年金」グループ、フル・ペンションナーで大きく異なっている³⁾。

5 「夫婦のみの世帯」の家計支出

家計支出は世帯人数や世帯構造によって違いが大きい。そこで、「夫婦のみの世帯」をとり出し、家計支出を調べることにする。この世帯が考察世帯全体に占める割合は38%である。

家計支出額⁴⁾の最頻値は15万円以上20万円未満のところにあり、考察対象全体のそれよりやや低い。また中央値はほぼ20万円、平均値も20万円強である。10万円未満が4%、15万円未満が21%ある一方、15万円以上25万円未満で51%を占めている。さらに25万円以上が38%、30万円以上が15%おり、支出が比較的高額の世帯も決して少なくない。

フル・ワーカー、「賃金+年金」、フル・ペンションナーの別にみると、支出額は上記の順に大きい。すなわち平均値はフル・ワーカーが23万円弱、「賃金+年金」グループが20万円強、フル・ペンションナーが19万円弱とそれぞれなっている。

6 結びに代えて

支給開始年齢引き上げの影響が直接及ぶのはフル・ペンションナーである。このグループについては、さらに詳しく調べる必要があろう。今後の課題としたい。

* 本稿の基礎になった研究に対して文部省科学研究費補助金（一般C：課題番号63530023）の交付をうけた。

- 1) 表3.4.3の含意は次のようになろう。まず被用者としてサラリーマンをつづけるか否かは、どちらかという年金受給の有無に依存しており、年金受給額が月額10万円以上になると、その多寡にはあまり左右されない（年金月額10万円以上では、むしろ相対的に高能力の者の方が労働需要は多少とも大きいように思われる）。支給開始年齢の引上げにさいしては、したがって、なんらかの形で60歳からの繰上げ支給（「年金つきの雇用」を含む）が必要になるのではないか。この点、別の

調査で慎重に再吟味することが求められよう。

なお年金受給額が月額で25～30万円という階層は共済年金受給者が多く、60歳代前半時には「天下り」組が少なくない。

- 2) サラリーマン OB で自営業者・農民に転出する例が少なくないのは、日本に特有のパターンかもしれない。
- 3) 「貸金十年金」グループは雇用者所得200万円未満、年金・恩給180～240万円という者が一番多く、全体の16%を占めており、この階層の「雇用者所得十年金・恩給」(個人ベース)の合計額は平均で340万円強である。なお、このグループ全体の「雇用者所得十年金・恩給」の合計額の平均は395万円である。
- 4) 家計支出は昭和61年8月分の消費である。8月は1年を通してみると季節的にはやや支出額が多い。

(一橋大学教授)

(東洋英和女学院大学講師)